平成２７年（フ）第４１６号
仙台市宮城野区中野字寺前54番地　アメニティーゾーン中野栄Ｂ―101
債務者　細川　英市
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
茨城県坂東市岩井4481番地３　レフィナード206、前住所茨城県坂東市辺田1063番地１
債務者　市川　達三
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１２２号
茨城県筑西市深見1066番地
債務者　廣瀬とき子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１２８号
茨城県古河市中田2359番地、前住所茨城県猿島郡五霞町原宿台４丁目26番地10
債務者　鈴木　　直
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１２９号
茨城県結城郡八千代町大字沼森781番地１
債務者　山口キヌイ
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１３６号
茨城県下妻市半谷1109番地２　カサ・ベルデ103号室
債務者　前原　興幸
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１３７号
茨城県桜川市真壁町真壁140番地２
債務者　近藤　静香
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１３８号
茨城県下妻市坂本新田15番地１　レオネクスト友愛103号
債務者　舛谷　勝広
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第５１号
群馬県桐生市広沢町６丁目553番地の９
債務者　寺西マキ子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第４６号
富山県高岡市東上関210番地　サンセジュール南田町103号
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第８２号
長野市吉田５丁目４番10号
債務者　吉田　米子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８５号
長野市三輪４丁目19番９号
債務者　男気らーめんこと　浅井　　肇
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
長野市大字稲葉2731番地　ベルメゾン106号
債務者　松枝　　鏡
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
長野県中野市大字田麦823番地13
債務者　馬場　芳美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
奈良県生駒市小平尾町２番地３　コーポ401
債務者　間﨑　夢人
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１９０号
奈良市桂木町３番201号
債務者　長谷　明美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４４７号
広島市中区舟入本町７番31―511号
債務者　岩城　美佳
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部